

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○令和4年度において徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における知事が定める数 (国民健康保険課)	1
○基本測定の実施の通知 (用地対策課)	1
○土地収用法に基づく事業の認定 (")	1
○道路の区域変更 (道路課)	3
○道路の供用開始 (")	3
◎告示 (海岸保全区域の指定) の一部改正 (港湾・海岸課)	3
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置) の一部改正 (会計管理課)	5
公告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	7
○令和4年度前期技能検定試験の実施 (雇用労働政策課)	7
○令和4年度随時実施技能検定試験の実施 (")	10
入札公告	
○一般競争入札 (令和4年度共通基盤ソフトウェアライセンスの借入れ) の公告 (デジタル政策課)	11
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	12

告 示

高知県告示第209号

国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第75条の7第1項の規定により令和4年度において県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。) 及び高知県国民健康保険法施行条例 (平成29年高知県

条例第41号。以下「条例」という。) の規定により知事が定める数は、次の表に定めるとおりとする。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

条例第9条第1項に規定する算定政令第9条第3項の医療費指数反映係数	1
条例第11条に規定する算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.7885473172520
算定政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	0.8780760140085
条例第15条に規定する算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8010514296922
算定政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999968877
条例第19条に規定する算定政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.8121978108187
算定政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999914951
条例第14条に規定する算定政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数、条例第18条に規定する算定政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数及び条例第22条に規定する算定政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

高知県告示第210号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測定を実施する旨の通知を令和4年2月25日に受けたので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第3項の規定により告示する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

基本測定 (電子基準点測定)

2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

高知市、室戸市、安芸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、田野町、北川村及び馬路村、長岡郡大豊町、土佐郡大川村、吾川郡いの町及び仁淀川町、高岡郡中土佐町、佐川町、椿原町、津野町及び四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町

高知県告示第211号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

1 起業者の名称

公益財団法人エコサイクル高知

2 事業の種類

(仮称) 佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場整備事業及びこれに伴う国道33号交差点改良工事並びに町道霧生関長竹2号線付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

高岡郡佐川町加茂字猿猴石、字カヤノクボ、字唐岩、字甲原谷、字楠原大坂及び字堂面山内地

(2) 使用の部分

高岡郡佐川町加茂字アリノ木、字入墨ノ下モ、字入墨ノ上ミ、字上大谷、字大谷ノ下モ、字大平山、字カヤノクボ、字切寒、字切寒葛籠藪、字楠原大坂、字楠原西ノ滝、字栗林山、字猪遊及び字西岡ノ前内地

4 事業の認定をした理由

令和3年12月3日に公益財団法人エコサイクル高知から申請があった (仮称) 佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場整備事業及びこれに伴う国道33号交差点改良工事並びに町道霧生関長竹2号線付替工事 (以下「本件事業」という。) に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
起業者は、平成6年8月1日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第15条の5第1項の規定による廃棄物処理センターとしての指定を受け、平成23年10月に高岡郡日高村本村に開業した管理型産業廃棄物最終処分場「エコサイクルセンター」を整備し、管理及び運営を行っている。本件事業は、(仮称) 佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場整備事業を本体事業とし、国道33号に接続する進入道路を附帯事業とするとともに、国道33号交差点改良工事及び町道霧生関長竹2号線付替工事を関

連事業として施行するものである。本体事業は、土地収用法第3条第27号に掲げる廃棄物処理センターが設置する産業廃棄物処理施設に該当するとともに、附帯事業及び関連事業は、同条第35号に掲げる本体事業のために欠くことができない施設に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者は、産業廃棄物の適正な処理を行うことにより、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として県及び市町村等の出えんにより設立された第3セクターであり、また、廃棄物処理センターとして指定されるなど、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
既存のエコサイクルセンターは、県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場であり、産業廃棄物の適正な処理の推進及び県内事業者の経済活動を下支えしていくために必要不可欠な施設として機能している。

本県における産業廃棄物処理施設の整備状況については、産業廃棄物の中間処理施設が158施設、最終処分場が12施設整備されている。

最終処分場の残余容量(令和2年4月1日時点)は、安定型最終処分場(11施設)では、許可容量約2,568,000立方メートルに対し約1,516,000立方メートル(約59.0パーセント)となっている。また、管理型最終処分場(エコサイクルセンター)の残余容量(令和3年3月31日時点)は、許可容量約112,000立方メートルに対し約23,400立方メートル(約20.9パーセント)となっている。

エコサイクルセンターの埋立期間は、当初計画では約20年間としていたが、廃棄物の埋立処理が当初計画を大幅に上回るペースで進行し、早ければ令和5年度中には埋立が終了する状況であり、エコサイクルセンターが満杯を迎える時期までに、新たに(仮称)佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場(以下「新処分場」という。)を整備する必要がある。

新処分場は、エコサイクルセンターと同様に被覆型最終処分場であるとともに、浸出水を施設外に放流しない構造となっており、受け入れる産業廃棄物についても、エコサイクルセンターと同様に、燃え殻、ばいじん、建

設汚泥を除く無機性汚泥、鉱さい、廃石綿等、廃石こうボード及び建設混合廃棄物等の7品目を予定している。新処分場は、県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場であるエコサイクルセンターの後継施設として、産業廃棄物の適正な処理の推進及び県内事業者の経済活動を下支えしていくために必要不可欠な施設であり、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するものであることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は高知県環境影響評価条例(平成11年高知県条例第5号)の規定に基づく環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき実施が必須である生活環境に及ぼす影響についての調査の項目に建設工事等による影響等の項目を追加した任意の環境影響評価を実施している。

その結果、工事期間中及び新処分場等の完成後における大気汚染、騒音、悪臭、振動等の周辺環境への影響は、ほぼ全ての項目で「極めて小さい」と予測されている。

なお、「影響はない」又は「極めて小さい」以外の予測となった項目については、環境保全措置を講じることにより周辺環境への影響の回避又は低減が図られていると評価されている。

起業地における動植物の環境保全に関しては、環境影響評価の結果、高知県レッドリスト又は環境省レッドリストに指定又は掲載されている種が複数(動物43種、植物23種)確認されたが、ほとんどの種においては、工事及び施設設置による生息環境への影響範囲がごく一部であるため、影響は極めて小さいと予測されている。

影響は大きいと予測された動物1種(サシバ)については、工事及び施設設置による影響を受けることが見込まれるが、営巣木が確認された周辺では、繁殖期を避けた施行等の環境保全措置を講じることによって影響を最小限に抑え、影響は大きい又は小さいと予測された植物(5種)については、改変区域外の移植又は播種による増殖といった環境保全措置を講じることによって影響を最小限に抑えるよう、本件事業の施行に際しては、起業地における生活環境等及び生息する動植物への影響を最小限に抑えるため、十分な配慮に努めていくこととしている。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する周知の文化財への影響については、高知県教育委員会及び佐川町教育委員会に問い合わせた上で、佐川町遺跡地区に基づき、事前調査を実施した。その結果、本件事業の

施行する区域内には、「埋蔵文化財包蔵地」は存在しないことを確認した。

なお、本件事業を施行していく中で、埋蔵文化財を発掘した場合は、佐川町教育委員会等の関係機関と調整を図り、適切な処置を講じることとしている。

本体事業においては、林地の開発に伴い裸地面積が増加することで、その部分に係る地中への雨水の浸透能力が低くなり、下流への流下水量が増えることが見込まれる。そのため、「林地開発制度の手引き(高知県林業振興・環境部治山林道課)」に基づき、防災調整池を整備することにより、災害発生を防止する計画としている。防災調整池の基本構造は、構造比較を行い、切土部の法面補強の必要がなく、経済性に優れるL型擁壁とし、堰堤部を重力式擁壁とした構造を採用している。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

新処分場の候補地の選定は、利用者の利便性及び県中央部における産業廃棄物の排出量を考慮して、高知市中心部から自動車によりおおむね1時間圏内の範囲で、法規制等により施設の整備が困難な区域を1次評価で除外し、104箇所候補地を選定した。これらの候補地について、2次から4次までの評価を経て、災害発生の可能性並びに地域住民の生活及び環境に影響を及ぼす可能性が著しく低く、かつ、廃棄物運搬の利便性が高く、施設建設の容易性及び経済性に優れている土地3箇所を選定した。その後、これら3箇所の現地調査を行い、その結果等から、車両通行等による周辺地域への影響が少なく、南海トラフ地震発生時に津波の影響が少ないこと、当該地震後の長期浸水の際においても高知市中心部から施設まで通行することができること等の理由により高岡郡佐川町加茂地区を選定したものである。

進入道路は、現地の状況及び既存の地形図等から建設予定地に至る道路整備が可能なルートをも6案作成し、これらから、利便性、経済性、施行性及び周辺環境に及ぼす影響等を比較検討し、地域住民の生活を含めた周辺環境に与える影響を重視し、ルートを3案に絞り込んだ。

これら絞り込んだ3案について、さらに、土地改変面積、進入道路沿道の状況、交差点設置等による周辺環境に及ぼす影響、また、土砂災害発生の危険性並びに施行性及び経済性について比較検討を行い、地域住民の生活も含めた周辺環境への影響が最も小さいと考えられる長竹地区の国道33号沿いにあるガソリンスタンド東側から建設予定地の北東方向の谷に沿って進入道路を新設するルートを採用したものである。

この進入道路は、国道33号に接続する計画であり、道路の交通安全上、高岡郡越知町方向からの搬入車両が、国道33号から進入道路に右折するためのレーンを新設する必要がある。

また、国道33号に隣接する町道霧生関長竹2号線は、上記右折レーンを新設することにより、現道と国道33号との接続部が通行することができなくなるため、従来どおり国道との往来ができるよう道路の付替工事を行う必要があり、国道33号及び隣接する町道霧生関長竹2号線の交差点改良を行うものである。

新処分場の建設予定地は、山間部に位置し、公道に接していないことから、工事車両の出入りのため、工事用道路が必要である。その整備方法については、主に、新処分場の進入道路を整備する方法（以下「案1」という。）及び新処分場の建設予定地を含む大平山鉱山で採掘のために使用されていた鉱山専用道路（私道）を一部改良して利用する方法（以下「案2」という。）の2通りが考えられる。案1の場合、本体工事の着工は進入道路の整備後となり、道路延長が長く（約1.2キロメートル）、工期を要するため、エコサイクルセンターの埋立終了時期までの新処分場の竣工が困難である。このため、進入道路整備と処分場整備とを並行して工事が可能で、全体工程の短縮を図ることができる案2の方法を採用することとした。

このことから、本件事業に係る起業地が最も適切であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、エコサイクルセンターの廃棄物の埋立処理が当初計画を大幅に上回るペースで進行し、早ければ令和5年度中に埋立てが終了する状況であり、エコサイクルセンターが満杯を迎える時期までに、新たに新処分場を整備する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

- イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業は、(3)のア及びウで述べたように、必要最小限の範囲で整備するとともに、林地の開発に伴い必要である残置する森林を取得するもので、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限の土地の取得であるものと認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
佐川町役場

高知県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 清王新田貝ノ川
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 変更前後の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Rows include 幡多郡大月町春遠字ナバ木1436番1地先 and 幡多郡大月町春遠字ナバエキ98番2まで.

高知県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 安満地福良
3 道路の区域

Table with 3 columns: 供用開始区間, 延長(メートル), 供用開始年月日. Row: 幡多郡大月町泊浦字弦場山411番1, 211, 令和4年3月11日.

高知県告示第214号

昭和40年10月高知県告示第517号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

3を次のように改める。

- 3 土佐湾沿岸伊田漁港海岸の海岸保全区域

(1) 海岸の名称
土佐湾沿岸伊田漁港海岸

(2) 指定の場所
幡多郡黒潮町伊田

(3) 指定の区域

ア 基準点

(ア) 幡多郡黒潮町伊田宇原町2542番地先に設けた点（基準点）を基準点1とする。

(イ) 基準点1から方位角310度53分12秒117.379メートルの点（基準点）を基準点2とする。

(ウ) 基準点2から方位角317度41分52秒108.020メートルの点（基準点）を基準点3とする。

(エ) 基準点3から方位角346度15分25秒110.866メートルの点（基準点）を基準点4とする。

(オ) 基準点4から方位角277度06分55秒81.759メートルの点（基準点）を基準点5とする。

(カ) 基準点5から方位角321度03分09秒51.671メートルの点（基準点）を基準点6とする。

(キ) 基準点6から方位角351度08分15秒79.097メートルの点（基準点）を基準点7とする。

(ク) 基準点7から方位角327度50分58秒40.361メートルの点（基準点）を基準点8とする。

イ 補助点

基A1 基準点1から方位角207度10分13秒5.249メートルの点

基A2 基準点1から方位角280度39分09秒19.161メートルの点

基A3 基準点1から方位角288度41分39秒30.900メー

トルの点 基A 4 基準点 1 から方位角292度09分36秒40.788メー トルの点	基A26 基準点 3 から方位角14度45分50秒2.005メー トルの点	トルの点 基A49 基準点 1 から方位角25度42分27秒4.751メー トルの点
基A 5 基準点 1 から方位角294度48分52秒50.917メー トルの点	基A27 基準点 3 から方位角101度16分00秒5.471メー トルの点	基B 1 基準点 4 から方位角128度55分02秒9.903メー トルの点
基A 6 基準点 1 から方位角297度04分45秒60.918メー トルの点	基A28 基準点 2 から方位角325度45分01秒77.360メー トルの点	基B 2 基準点 6 から方位角229度35分24秒70.386メー トルの点
基A 7 基準点 1 から方位角299度05分59秒71.608メー トルの点	基A29 基準点 2 から方位角327度24分50秒72.325メー トルの点	基B 3 基準点 7 から方位角280度50分34秒79.755メー トルの点
基A 8 基準点 1 から方位角300度34分11秒79.263メー トルの点	基A30 基準点 2 から方位角329度08分31秒66.768メー トルの点	基B 4 基準点 7 から方位角327度50分58秒40.361メー トルの点
基A 9 基準点 1 から方位角302度15分56秒87.415メー トルの点	基A31 基準点 2 から方位角330度42分11秒61.308メー トルの点	基B 5 基準点 7 から方位角334度37分51秒40.301メー トルの点
基A10 基準点 1 から方位角304度29分02秒97.407メー トルの点	基A32 基準点 2 から方位角332度35分14秒54.162メー トルの点	基B 6 基準点 7 から方位角346度18分19秒8.384メー トルの点
基A11 基準点 2 から方位角163度34分19秒16.750メー トルの点	基A33 基準点 2 から方位角333度59分50秒48.495メー トルの点	基B 7 基準点 7 から方位角26度36分44秒2.172メー トルの点
基A12 基準点 2 から方位角222度17分06秒4.434メー トルの点	基A34 基準点 2 から方位角340度34分05秒34.152メー トルの点	基B 8 基準点 6 から方位角352度49分00秒76.963メー トルの点
基A13 基準点 2 から方位角313度05分26秒14.219メー トルの点	基A35 基準点 2 から方位角346度02分13秒23.913メー トルの点	基B 9 基準点 6 から方位角353度28分47秒72.660メー トルの点
基A14 基準点 2 から方位角319度18分06秒23.115メー トルの点	基A36 基準点 2 から方位角356度20分16秒15.248メー トルの点	基B10 基準点 6 から方位角353度51分35秒69.295メー トルの点
基A15 基準点 2 から方位角322度03分52秒33.542メー トルの点	基A37 基準点 2 から方位角70度48分20秒6.798メー トルの点	基B11 基準点 6 から方位角354度07分13秒64.133メー トルの点
基A16 基準点 2 から方位角323度08分21秒42.244メー トルの点	基A38 基準点 2 から方位角126度16分51秒17.310メー トルの点	基B12 基準点 6 から方位角354度08分15秒58.066メー トルの点
基A17 基準点 2 から方位角323度17分48秒47.548メー トルの点	基A39 基準点 1 から方位角310度42分37秒94.135メー トルの点	基B13 基準点 6 から方位角353度24分17秒37.909メー トルの点
基A18 基準点 2 から方位角323度02分37秒52.737メー トルの点	基A40 基準点 1 から方位角309度55分30秒88.958メー トルの点	基B14 基準点 6 から方位角352度54分44秒28.187メー トルの点
基A19 基準点 2 から方位角322度20分03秒59.425メー トルの点	基A41 基準点 1 から方位角309度15分54秒84.412メー トルの点	基B15 基準点 6 から方位角353度30分35秒18.631メー トルの点
基A20 基準点 2 から方位角321度32分57秒64.364メー トルの点	基A42 基準点 1 から方位角308度24分28秒77.059メー トルの点	基B16 基準点 6 から方位角356度31分10秒9.191メー トルの点
基A21 基準点 2 から方位角320度30分31秒69.455メー トルの点	基A43 基準点 1 から方位角307度50分02秒69.943メー トルの点	基B17 基準点 6 から方位角11度04分50秒3.772メー トルの点
基A22 基準点 2 から方位角319度21分11秒74.285メー トルの点	基A44 基準点 1 から方位角307度22分53秒59.549メー トルの点	基B18 基準点 6 から方位角128度19分22秒3.053メー トルの点
基A23 基準点 3 から方位角216度39分37秒7.108メー トルの点	基A45 基準点 1 から方位角307度10分47秒49.795メー トルの点	基B19 基準点 6 から方位角145度46分57秒7.261メー トルの点
基A24 基準点 3 から方位角290度31分20秒33.442メー トルの点	基A46 基準点 1 から方位角307度37分59秒39.987メー トルの点	基B20 基準点 6 から方位角150度10分18秒14.071メー トルの点
基A25 基準点 3 から方位角307度29分50秒32.406メー トルの点	基A47 基準点 1 から方位角309度11分04秒30.294メー トルの点	基B21 基準点 6 から方位角150度05分37秒17.173メー トルの点
	基A48 基準点 1 から方位角314度19分02秒18.392メー トルの点	

- 基B22 基準点 6 から方位角149度06分36秒23.021メートルの点
- 基B23 基準点 6 から方位角146度05分51秒32.927メートルの点
- 基B24 基準点 4 から方位角281度28分09秒91.877メートルの点
- 基B25 基準点 4 から方位角280度30分44秒88.159メートルの点
- 基B26 基準点 4 から方位角280度08分01秒85.850メートルの点
- 基B27 基準点 4 から方位角279度38分26秒81.568メートルの点
- 基B28 基準点 4 から方位角278度52分38秒67.271メートルの点
- 基B29 基準点 4 から方位角278度19分59秒58.533メートルの点
- 基B30 基準点 4 から方位角278度08分06秒51.707メートルの点
- 基B31 基準点 4 から方位角278度18分23秒48.143メートルの点
- 基B32 基準点 4 から方位角279度37分10秒36.300メートルの点
- 基B33 基準点 4 から方位角280度04分18秒33.554メートルの点
- 基B34 基準点 4 から方位角288度48分18秒13.855メートルの点
- 基B35 基準点 4 から方位角339度09分40秒3.958メートルの点
- 基B36 基準点 4 から方位角31度42分20秒4.397メートルの点
- 基B37 基準点 4 から方位角76度00分41秒9.353メートルの点

ウ 区域

(ア) A地区

基A 1 から基A49まで及び基A 1 の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(イ) B地区

基B 1 から基B37まで及び基B 1 の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第215号

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、令和4年3月12日から施行する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	〃	穴内出張所	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	赤野	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	東洋支所	安芸郡東洋町	〃	〃	〃	〃	〃
を	「	〃	東洋	安芸郡東洋町	〃	〃	〃	〃
に、	「	〃	わじき出張所	〃 芸西村	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	芸西支所	〃 〃	〃	〃	〃	〃
を	「	〃	芸西	〃 芸西村	〃	〃	〃	〃
に、	「	〃	南国	南国市	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	久礼田	〃	〃	〃	〃	〃
を	「	〃	久礼田	南国市	〃	〃	〃	〃
に、	「	〃	ごめん出張所	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	十市支所	〃	〃	〃	〃	〃
を	「	〃	十市	〃	〃	〃	〃	〃
に、	「	〃	池川	〃 〃	〃	〃	〃	〃

を「	吾北	吾川郡いの町	」	に、	十和	高岡郡四万十町	」
を「	吾北	」いの町	」	に、	三原		
を「	仁淀	吾川郡仁淀川町	」	を「	大月		
を「	伊野	」いの町	」	を「	三原出張所		
を「	枝川出張所	」	」	を「	大月支所		
を「	土佐市支所	土佐市	」	に改める。			
を「	仁淀出張所	吾川郡仁淀川町	」				
を「	伊野支所	」いの町	」				
を「	土佐市	土佐市	」				
に、							
「高岡郡樽原町」							
を							
「樽原町」							
に、							
「	中村南部出張	」	」				
所							
所	中村東部	」	」				
所	中村北部	」	」				
所	宿毛支所	宿毛市	」				
所	宿毛東出張所	」	」				
所	三崎支所	土佐清水市	」				
を「							
を「	宿毛	宿毛市	」				
を「	三崎	土佐清水市	」				
に、							
「	大正	高岡郡四万十町	」				
「	十和	」	」				
を「							

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年10月13日 3高都計第374号	吾川郡いの町字天神 6066番1ほか4筆	高岡郡佐川町加茂 1301番地 株式会社吉村開発 工業 代表取締役 吉村 信隆

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和4年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

1 実施する等級、検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 一級及び二級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業又はマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業又はワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業又は構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業又はダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業又は打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業又は機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）

又は木製建具機械加工作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業又はFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業又は化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業又は金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 三級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業又はマシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業又は打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級職

塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和4年6月7日（火）から同年9月11日（日）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	18,200円（25歳未満の在職者に）

造園	造園工事作業	あつては、 9,200円)
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	数値制御フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	円筒研削盤作業	
放電加工	数値制御彫り放電加工作業	
	ワイヤ放電加工作業	
	鉄工	製缶作業
構造物鉄工作業		
建築板金	内外装板金作業	
	ダクト板金作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	治工具仕上げ作業	

	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
	木製建具機械加工作業
石材施工	石張り作業
酒造	清酒製造作業
建築大工	大工工事作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業

	シーリング防水工事作業	
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業	
	F R P 防水工事作業	
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
	化粧フィルム工事作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
化学分析	化学分析作業	
表装	壁装作業	
塗装	建築塗装作業	
	金属塗装作業	
塗料調色	調色作業	
産業洗浄	高圧洗浄作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	15,100円（25歳未満の在職者にあつては、6,100円）
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	
備考	この表において「25歳未満の在職者」とは、技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該	

試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

(イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	12,100円（25歳未満の在職者にあつては、3,100円）
造園	造園工事作業	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	

建築大工	大工工事作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	
化学分析	化学分析作業	
塗装	金属塗装作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	10,100円(25歳未満の在職者にあつては、2,900円)
<p>備考 この表において「25歳未満の在職者」とは、技能検定における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であるもの(出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。</p>		

- エ 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ令和4年5月31日(火)に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。
- (2) 学科試験
 ア 実施期日
 検定職種ごとに次のとおりとする。
 (ア) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
造園	令和4年8月21日(日)

金属熱処理 産業車両整備 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 産業洗浄	
機械加工 鉄工 めっき 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工	令和4年8月28日(日)
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 石材施工 酒造 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 塗料調色 フラワー装飾	令和4年9月4日(日)

(イ) 三級職種

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工	令和4年7月10日(日)

工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 ブロック建築 化学分析 塗装 商品装飾展示 フラワー装飾	
金属熱処理	令和4年8月21日

- イ 実施場所
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料
 3,100円
- 3 受検の申請手続
 (1) 提出書類
 ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)
 イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- (2) 書類の提出先
 高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会
 なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 書類の受付期間
 令和4年4月4日(月)から同月15日(金)まで(郵送による場合は、令和4年4月15日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
- (4) 技能検定受検申請書の交付
 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会に交付する。
 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。
- (5) 手数料の納付方法等
 手数料は、申請書に添えて納付すること。
 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
 受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

4 合格者の発表等
 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、令和4年9月30日(金)に高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

なお、三級職種のうち同年7月10日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については、同年8月26日(金)に高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付
 一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。
 また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他
 この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

~~~~~  
 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和3年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和4年3月11日  
 高知県知事 濱田 省司

1 実施する等級及び検定職種  
 実施する等級及び等級に応じ実施する検定職種は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる三級職種の試験については、当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受検することができる。

(1) 二級及び三級職種  
 鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、紙器・段ボール箱製造、プラスチック成形、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、塗装及び工業包装

(2) 基礎級  
 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄

工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 実施期日、実施場所等  
 (1) 実技試験  
 ア 実施期日  
 令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日  
 イ 実施場所  
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所  
 ウ 手数料  
 検定職種ごとに次のとおりとする。

| 検定職種                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 手数料                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| さく井<br>鋳造<br>鍛造<br>機械加工<br>金属プレス加工<br>鉄工<br>建築板金<br>工場板金<br>めっき<br>アルミニウム陽極酸化処理<br>仕上げ<br>ダイカスト<br>電子機器組立て<br>電気機器組立て<br>プリント配線板製造<br>冷凍空調和機器施工<br>染色<br>ニット製品製造<br>紳士服製造<br>寝具製作                                                                                                        | 18,200円(25歳未満の在職者にあつては、9,200円) |
| 帆布製品製造<br>布はく縫製<br>家具製作<br>建具製作<br>紙器・段ボール箱製造<br>印刷<br>製本<br>プラスチック成形<br>強化プラスチック成形<br>石材施工<br>パン製造<br>ハム・ソーセージ・ベーコン製造<br>水産練り製品製造<br>建築大工<br>かわらぶき<br>とび<br>左官<br>築炉<br>タイル張り<br>配管<br>型枠施工<br>鉄筋施工<br>コンクリート圧送施工<br>防水施工<br>内装仕上げ施工<br>熱絶縁施工<br>サッシ施工<br>ウエルポイント施工<br>表装<br>塗装<br>工業包装 | 15,100円(25歳未満の在職者にあつては、6,100円) |

備考 この表において「25歳未満の在職者」とは、技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であるもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除

く。)をいう。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 技能検定受検申請書の受付期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、随時受け付ける。

4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

高知市布師田3992番地4 (高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会

なお、技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。

また、三級の技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から三級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。

また、この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年3月11日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

令和4年度共通基盤ソフトウェアライセンス 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

令和4年6月1日から令和9年5月31日まで

(4) 借入物品の納入期限

令和4年5月31日

(5) 借入物品の納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和3~令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合

わせ先

郵便番号780-0870

高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階

高知県総務部デジタル政策課

電話番号088-823-9773

ファクシミリ番号088-823-9647

電子メールアドレス112801@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和4年3月11日(金)から同年4月20日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和4年3月11日午前9時から同年4月20日午後5時までの間に高知県総務部デジタル政策課のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112801/>)で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月21日(木)午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年4月15日(金)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館7階

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品を納入することができることを証明する書類を令和4年3月25日(金)午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等<br/>規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無<br/>無</p> <p>(7) 契約書作成の要否<br/>要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項<br/>2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和4年3月25日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。<br/>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口<br/>3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 調達手続の停止等<br/>令和4年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合(修正されて議決された場合を含む。)は、本件調達手続の停止等を行うことがある。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary<br/>(1) Nature and quantity of the products to be leased:<br/>A suite of software license to be used in common base<br/>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 15 April 2022<br/>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 21 April 2022<br/>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Friday 15 April 2022<br/>(5) Contact: Digital Policy Division, Department of General Affairs, Kochi Prefectural Government, 4-1-16</p> | <p>Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan<br/>Tel: 088-823-9773 Fax: 088-823-9647<br/>Email: 112801@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p>-----<br/>落 札 公 告<br/>-----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和4年3月11日<br/>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 落札に係る購入物品の名称及び数量<br/>備蓄用毛布 14,100枚</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地<br/>高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号</p> <p>3 落札者を決定した日<br/>令和4年2月16日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所<br/>株式会社フタガミ 南国市双葉台1番地</p> <p>5 落札金額<br/>42,807,600円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続<br/>一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日<br/>令和4年1月18日</p> |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|